

# 日本の銃器情勢

(令和7年版)

～銃器犯罪のない社会を!!～



警察庁刑事局組織犯罪対策部  
組織犯罪対策第二課

あなたの情報が  
ジュウ ミ ナ ナ シ ネットで拳銃が売られ  
知り合いが拳銃

# 銃器発砲事件の発生状況

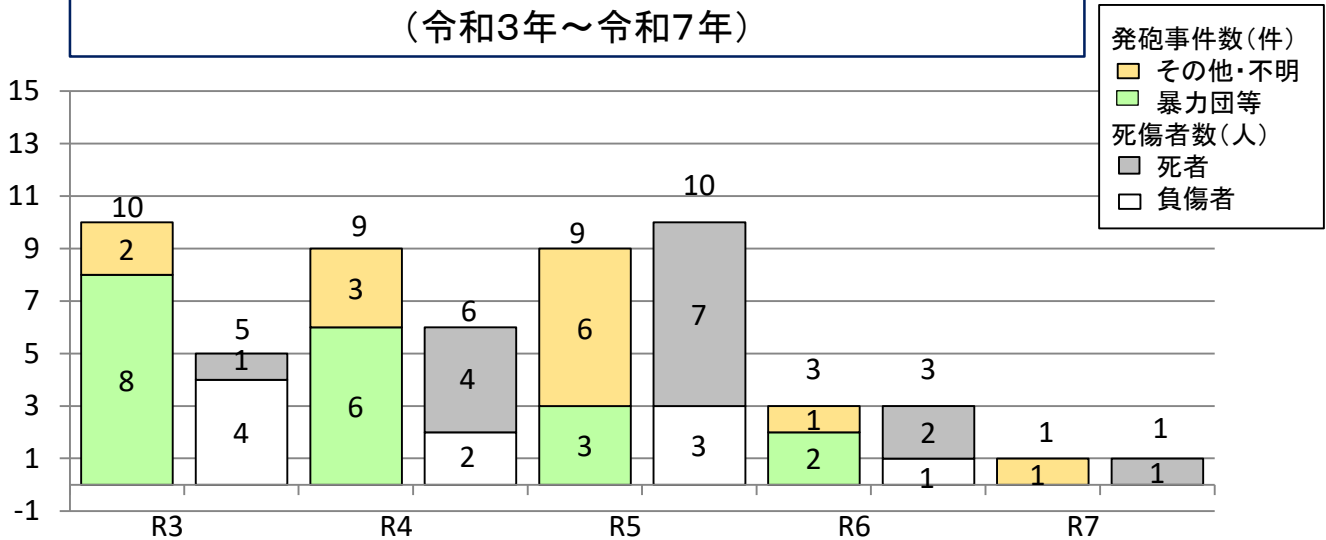
令和7年における銃器発砲事件※1の発生事件数※2は1件（前年比－2件）で、平成以降では最も少なく、このうち暴力団の対立抗争によるとみられる発砲事件を含め、暴力団等によるものの発生はありませんでした。

また、発生した銃器発砲事件は、拳銃の使用によるものでした。

銃器発砲事件の死傷者数※2は1人（死者1人、負傷者0人）と前年より減少しました。

銃器発砲事件数は、平成以降で最も少なかったものの、依然として銃器事犯が市民生活への重大な脅威となっています。

銃器発砲事件の発生事件数及び死傷者数の推移  
(令和3年～令和7年)



区分		年次				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
発生事件数 (件)		10	9	9	3	1
	暴力団等※3	8	6	3	2	0
	その他・不明	2	3	6	1	1
死傷者数 (人)		5	6	10	3	1
	死者数	1	4	7	2	1
	負傷者数	4	2	3	1	0

※1 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。

※2 銃器発砲事件の発生事件数及び死傷者数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

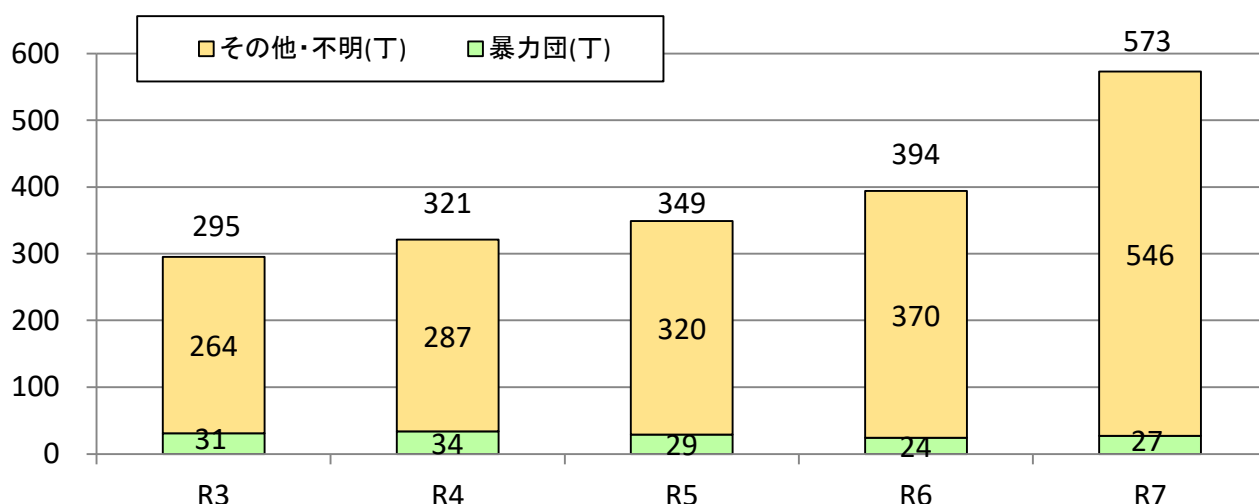
※3 「暴力団等」の欄は、暴力団及び暴力団構成員の関与がうかがえる発生事件数を示す。

# 拳銃の押収状況

令和7年における拳銃の押収丁数<sup>※4</sup>は573丁（前年比+179丁）と、中国製の玩具と称した真正拳銃をはじめ、押収丁数は前年より大幅に増加しました。

このうち暴力団から押収した拳銃は27丁（同+3丁）で、組織別では、六代目山口組が11丁（構成比率40.7%）、住吉会が8丁（同29.6%）、稲川会が3丁（同11.1%）、その他が5丁（同18.5%）となっています。

拳銃の押収丁数の推移(令和3年～令和7年)



区分	年次				
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
拳銃の押収丁数	295	321	349	394	573
暴力団 <sup>*5</sup> (丁)	31	34	29	24	27
その他・不明 (丁)	264	287	320	370	546

令和7年におけるインターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒とした拳銃の押収丁数は156丁（前年比+97丁）でした。

インターネットを端緒とした拳銃の押収丁数の推移(令和3年～令和7年)

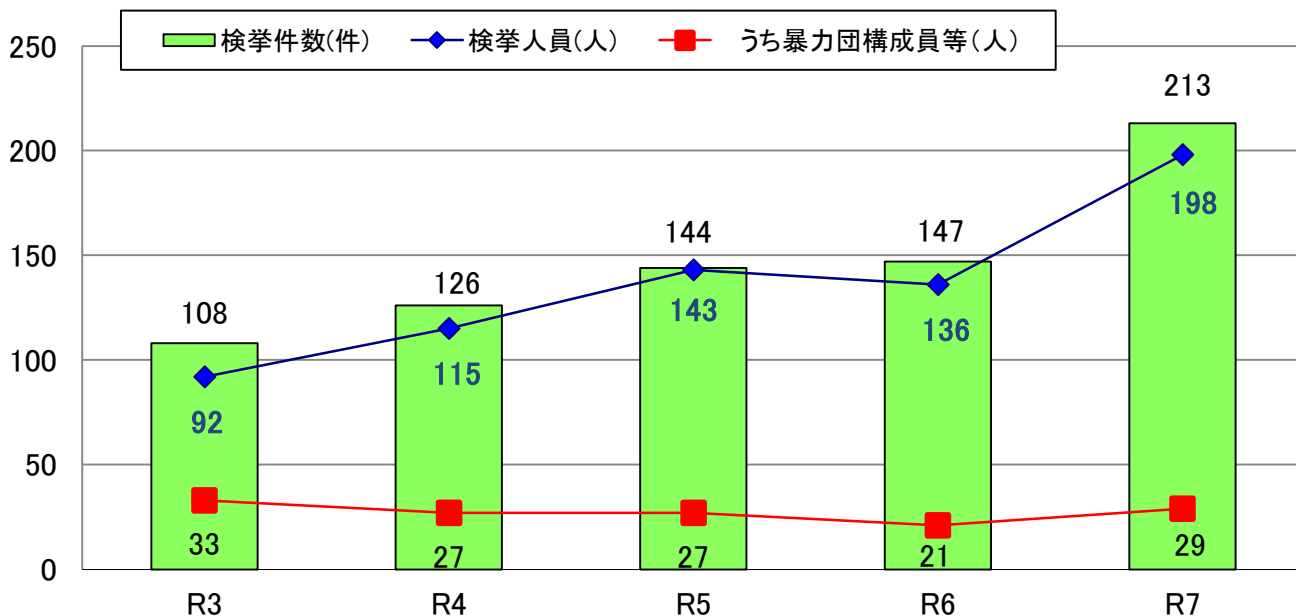
区分	年次				
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
押収丁数	36	41	66	59	156

※4 拳銃の押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。  
 ※5 表中の「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃の押収丁数をいう。

# 拳銃及び拳銃部品等に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

令和7年における拳銃及び拳銃部品等に係る銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）違反事件の検挙件数※6は213件（前年比+66件）、検挙人員※6は198人（同+62人）で、このうち暴力団構成員等の検挙人員は29人（同+8人）でした。

拳銃及び拳銃部品等に係る銃刀法違反事件の検挙状況の推移  
(令和3年～令和7年)



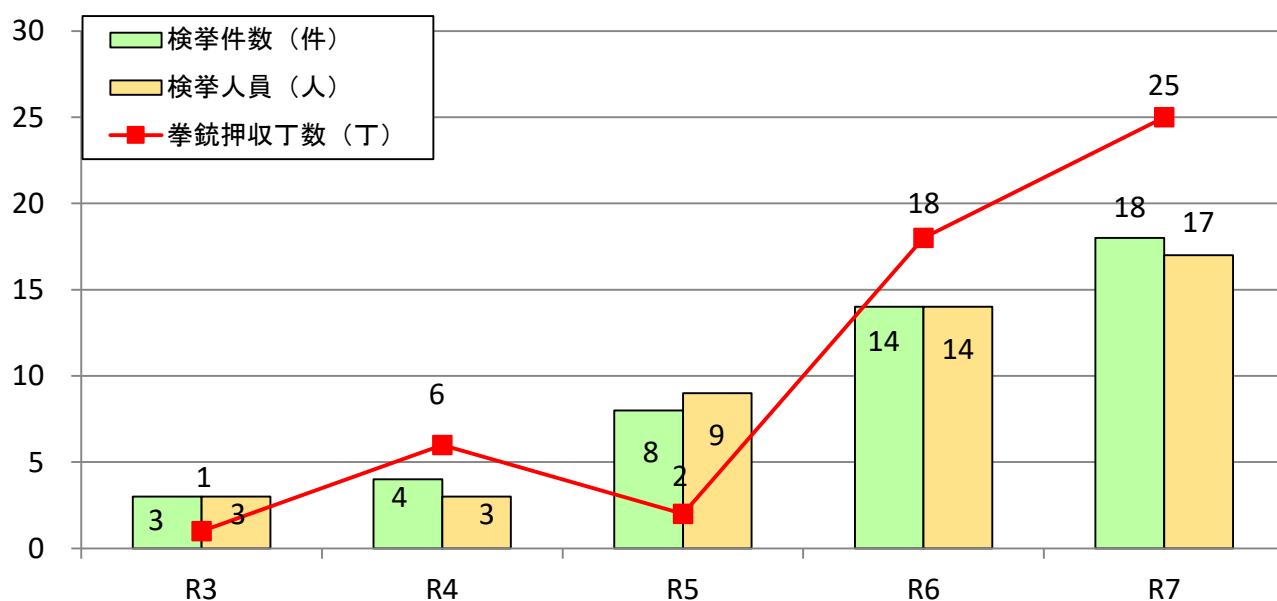
区分		年次				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
検挙件数 (件)		108	126	144	147	213
検挙人員 (人)		92	115	143	136	198
	うち暴力団構成員等	33	27	27	21	29

※6 拳銃及び拳銃部品等に係る銃刀法違反事件の検挙件数、検挙人員には、拳銃及び拳銃部品に係るもののほか、実包に係るものを含む。

# 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙状況

令和7年における拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙件数※7は18件（前年比+4件）、検挙人員※7は17人（同+3人）、拳銃の押収は25丁（同+7丁）でした。なお、我が国で押収される真正拳銃の大半は外国製となっています。

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙状況  
(令和3年～令和7年)



区分	年次				
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
検挙件数 (件)	3	4	8	14	18
検挙人員 (人)	3	3	9	14	17
拳銃押収丁数	1	6	2	18	25

※7 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙件数及び検挙人員には、拳銃及び拳銃部品に係るもののほか、実包に係るものを含む。

# 違法な海外製玩具拳銃にご注意ください!

## 玩具と称した真正拳銃について

インターネット通販サイトで販売されている海外製玩具拳銃の一部に真正拳銃と同様の発射機能を有する違法な製品があることが確認されています。

このような製品は、玩具と称していても真正拳銃に該当し、国内で所持する行為や国内で販売する行為は、犯罪となります。

このような玩具拳銃をインターネット通販サイト等で購入しないようにご注意ください。

回転弾倉式拳銃



回転弾倉式拳銃



上下二連式拳銃



## インターネット上の銃器に関する情報を求めています!

警察庁では、皆様からインターネット上の違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者への削除依頼等を行う、インターネット・ホットラインセンター(IHC)を運用しています。

また、都道府県警察では、IHCからの通報により、違法情報等を把握し、事件化又はサイト管理者への削除依頼等を行っています。

IHCにおいて取り扱う情報には、

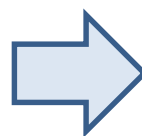
- 拳銃等の譲渡等
- 爆発物・銃砲等の製造

等が追加されました。

詳細は、IHCのHP (<https://www.internethotline.jp>)を参照してください。

令和5年2月から IHC への通報対象に  
**爆発物・銃砲等の製造**

等の7類型の情報が追加されました!!



# 身近に潜む銃器!! あなたの情報提供をお待ちしています。

まさか...  
拳銃  
けんじゅう

CASE 01 ネットで...  
CASE 02 知り合いが...

拳銃情報求む!  
あなたの情報が、銃器犯罪のない社会に繋がります!!

拳銃110番報奨制度  
0120-10-3774  
24時間匿名通報OK

警察庁・都道府県警察

## 「拳銃110番報奨制度」を知っていますか？

フリーダイヤル

「0120-10-3774 (ジュウ ミナナシ)」により、警察で拳銃その他の銃器等に関する情報を受け付けています。

情報提供により、**拳銃やその他の銃器等が押収され、被疑者検挙に至った事案**を対象に、**報奨金**を支払う制度があります。

※詳しくは次のページをご覧ください。

## インターネット上の銃器に関する情報をお寄せください！

ネットオークション、フリマ、SNS等に、**真正拳銃、改造拳銃、実弾が発射可能なモデルガン**等の取引情報が掲載されていることがあります。

これら銃器に関する情報も「**拳銃110番報奨制度**」の対象となります。ぜひ、**フリーダイヤルにご連絡**ください。

## 旧軍用拳銃が眠っていませんか？

旧軍用拳銃は、大事な遺品であっても、**所持することが法律で禁止**されています。

子供たちがもてあそび、思わぬ事故につながったり、盗まれて犯罪に使用されたりする危険性があります。

**発見した場合は速やかに最寄りの警察署に届け出**てください。

# 拳銃 110番 報奨制度

フリーダイヤル

0120-<sup>ジュウ</sup>10-<sup>ミナナシ</sup>3774

情報提供にご協力ください。



「拳銃を見た!」



「インターネット上で拳銃が  
売られている!」



「暴力団員風の者が空き家・  
貸倉庫に出入りして、何かを  
隠していた!」



## 報奨金 の 支払い

- 報奨金は、**通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案**を対象とします。
- 実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳銃が1丁押収された場合に10万円が目安です。

※ 報奨金は、一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されることになります。

※ 報奨金の支払の際には、警察から通報者に対し改めて連絡がなされることとなります。

### 匿名通報の取扱い

- 通報者が匿名とすることを希望した場合には、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された情報の選別番号と暗証番号を告げ、警察に対する連絡を行うことになります。  
なお、この場合、報奨金の金額は、10万円以内で算定されることになります。

### 報奨金が支払われない場合

- 拳銃その他の銃器等が押収されない場合
- 被疑者が検挙されない場合
- 提供された情報を既に警察が把握している場合  
(事件の立証等の観点から必要と認められる場合は除きます。)
- 通報者が事件の共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為等があったと認められる場合
- その他報奨金を支払うことが不相当と認められる場合
- 匿名とすることを希望した通報者から、通報後6か月以内に警察に対して連絡がない場合
- フリーダイヤル以外の方法による情報提供の場合

警察庁